

建築確認手続き運用改善（第二弾）説明会（H23.6.3）質疑

平成 23 年 6 月 3 日に開催された「建築確認手続き運用改善（第二弾）説明会」にご出席いただきましてありがとうございました。当日提出された質問票の回答は次の通りです。

Q：2011. 5 月 1 日から建築士免許証の添付が不要になったとのことですが、どのようにすれば、免許証が登録されるのでしょうか？たとえば、さいたま住宅検査センターで登録すれば全国どの検査機関、行政においても添付は不要となるのでしょうか？

A：建築士免許の登録を既にしていれば、特別な登録手続きは不要です。なお、申請先の検査機関や行政機関に建築士のデータベースを閲覧できる環境がない場合は、免許証の写しの提出が求められ、その場合は提出の必要があります。逆に建築士のデータベースを閲覧できる環境が整っている検査機関や行政機関であれば、免許証の提出は原則不要です。

なお、本年 3 月 25 日に国土交通省より公表された「建築確認手続き等の運用改善（第二弾）及び規制改革等の要請への対応」について、これに関する説明会等であった建築関係者からの質問のうち、代表的な問について、財団法人建築行政情報センター（ICBA）が国土交通省と協議の上で回答を作成し、下記アドレスのHPに公開されております。

<https://www.icba-info.jp/kiyunseibi/qa/qa110519.php>